

○議 事 日 程（第 1 号）

令和 8 年 6 月 2 日 午前 9 時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 報告第 1 号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告について
- 日程第 5 報告第 2 号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について
- 日程第 6 報告第 3 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 7 報告第 4 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第 8 報告第 5 号 令和 7 年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について
- 日程第 9 承認第 3 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第13号）の専決処分の承認を
求めることについて
- 日程第10 承認第 4 号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めること
について
- 日程第11 議案第47号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第48号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第13 議案第49号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第14 議案第50号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第15 議案第51号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第16 議案第52号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第17 議案第53号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第18 議案第54号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第19 議案第55号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第20 議案第56号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第21 議案第57号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第22 議案第58号 工事請負契約の締結について
- 日程第23 議案第59号 動産の買入れについて
- 日程第24 議案第60号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第61号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程第26 議案第62号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第63号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について

- 日程第28 議案第64号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第65号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）
- 日程第30 議案第66号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
- 日程第31 議案第67号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第32 議案第68号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（8名）

1 番	北 村 一 磨 君	2 番	吉 田 仁 君
3 番	子 安 健 司 君	4 番	中 川 武 子 君
5 番	田 中 由紀子 君	6 番	松 井 正 樹 君
7 番	谷 口 輝 男 君	8 番	高 木 博 之 君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	西 脇 康 世 君	副 町 長	藤 田 栄 博 君
教 育 長	渡 邊 勝 敏 君	総 務 課 長	高 木 久之郎 君
企画政策課長	西 村 克 郎 君	地域振興課長	林 良 樹 君
会計管理者 兼 税 務 課 長	関 東 正 晃 君	住 民 課 長	松 野 智 美 君
産業建設課長	井 本 克 敏 君	水道環境課長	坂 東 崇 君
診療所事務局長 兼医療保健課長	小 畑 政 治 君	介護事業課長	徳 永 英 俊 君
教 育 課 長	吉 森 明 博 君	西 消 防 署 長	西 村 清 志 君
こどもみらい課長	福 安 健 司 君		

○職務のため議場に出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長	難 波 真 哉	書 記	浅 野 正 裕
書 記	西 村 里 美		

開会・開議の宣告

○議長（松井正樹君） ただいまより令和 8 年第 3 回関ヶ原町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（松井正樹君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、2 番 吉田仁君、3 番 子安健司君を指名します。

日程第 2 会期の決定

○議長（松井正樹君） 日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から 6 月12日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、会期は本日から 6 月12日までの11日間と決定いたしました。

日程第 3 諸般の報告

○議長（松井正樹君） 日程第 3、諸般の報告を行います。

監査委員から、令和 8 年 2 月分から令和 8 年 4 月分までの出納検査結果の報告がありましたので、印刷して配付してあります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第 4 報告第 1 号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第 4、報告第 1 号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） それでは、報告第 1 号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

子育て支援拠点施設建設工事におきまして、工事内容に変更が生じたので、工事請負契約の変更について、地方自治法第180条第 1 項の規定による町長の専決事項に基づき専決処分

を行いましたので、同条第2項の規定により御報告させていただくものでございます。

なお、細部につきましては、こどもみらい課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） 報告第1号 工事請負契約の変更についての専決処分の報告について詳細説明をさせていただきます。

議案書の2ページをお願いいたします。

令和6年12月24日、議案第122号で議決をいただきました子育て支援拠点施設建設工事につきまして、契約変更を締結するため、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された町長の専決処分事項として令和8年3月23日付で専決処分いたしましたので、同法第2項の規定により議会に報告するものでございます。

内容につきましては、主なものとして、れんががら等の地下埋設物が大量に発生したことによる運搬及び処分費用の増額等により、契約金額を17億3,800万円から17億6,775万7,200円に変更するものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第1号の報告を終わります。

日程第5 報告第2号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第5、報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第2号 損害賠償の額の決定についての専決処分の報告について御説明申し上げます。

本年3月、グリーンウッド関ヶ原地内において後退駐車をしようとしたところ、排水側溝グレーチングの蓋が浮き上がり、タイヤが側溝に落ち、タイヤ及び車両を破損させた事案が発生いたしました。このたびその示談が成立し、額が決定いたしましたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和8年4月30日付で専決処分を行いましたので、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第2号の報告を終わります。

日程第6 報告第3号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第6、報告第3号 令和7年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第3号 令和7年度関ヶ原町一般会計繰越明許費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算に定めました繰越明許費について、歳出予算の経費を令和8年度へ繰越いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれの担当課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、順次説明願います。

○総務課長（高木久之郎君） 総務費、総務管理費、マイクロバス整備事業937万4,000円を繰り越したものでございます。

なお、マイクロバスにつきましては、5月中に納車は完了いたしました。

○企画政策課長（西村克郎君） 同じく総務費、総務管理費の物価高騰対策生活支援事業でございます。物価高騰による生活支援対策として、町民の方にお一人5,000円分のギフトカードを配付させていただいた事業で、3,137万4,000円を繰越しさせていただきました。

財源でございますが、国庫支出金2,924万8,000円及び一般財源が212万6,000円でございます。

なお、4月末で額面の約4割が使用されており、使用期限は12月末までとなっております。

以上でございます。

○住民課長（松野智美君） 総務費、戸籍住民基本台帳費、戸籍情報システム等改修事業でございます。

戸籍附票への旧氏及び振り仮名に対応するためのシステム改修費373万円でございます。

財源は、国庫支出金372万8,000円、繰越金2,000円でございます。財源である国庫支出金が令和7年度予算のため、令和8年3月議会にて予算計上させていただき、全額繰越しをしてお

ります。

○こどもみらい課長（福安健司君） 続きまして、民生費、児童福祉費の令和7年度物価高対応子育て応援手当支給事業でございますが、物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、ゼロ歳から高校生年代までの子どもを養育する保護者に対して、子ども1人当たり2万円を支給するもので、3月議会議決後に申請が見込まれる分として、事務費も合わせまして37万8,000円を繰越しさせていただきました。

財源でございますが、37万7,000円につきましては国庫支出金で、事務費として一般財源が400円でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第3号の報告を終わります。

日程第7 報告第4号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第7、報告第4号 令和7年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第4号 令和7年度関ヶ原町一般会計継続費繰越計算書について御説明申し上げます。

令和7年度関ヶ原町一般会計補正予算に定めました継続費について、歳出予算の経費を令和8年度へ繰越しいたしましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により継続費繰越計算書を調製し、議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、こどもみらい課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 福安こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（福安健司君） 失礼いたします。

議案書8ページをお願いいたします。

報告第4号 令和7年度一般会計継続費繰越計算書について詳細説明させていただきます。

民生費、児童福祉費の子育て支援拠点整備事業でございますが、令和6年度から令和8年度までの3か年の継続事業でございます。継続費の総額は18億7,796万9,000円でございますが、令和7年度予算継続費におきまして6,248万8,792円を翌年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定により御報告申し上げるものでございます。

なお、財源につきましては、繰越金を充てさせていただく形となっております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第4号の報告を終わります。

日程第8 報告第5号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第8、報告第5号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 報告第5号 令和7年度水道事業会計予算繰越計算書について御説明を申し上げます。

令和7年度関ヶ原町水道事業会計に定めました3事業における関連経費を令和8年度へ繰越いたしましたので、地方公営企業法第26条第3項の規定により議会に報告するものでございます。

なお、細部につきましては、水道環境課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 失礼いたします。

報告第5号 令和7年度関ヶ原町水道事業会計予算繰越計算書について御説明申し上げます。

水道事業会計予算におきまして、地方公営企業法第26条第1項の規定により繰越しをいたしましたので、同条第3項の規定により報告をさせていただくものでございます。

議案書の10ページをお願いいたします。

資本的支出の建設改良費におきまして、事業名、野上地内配水管布設替工事ですが、岐阜国道大垣維持出張所との占用行為につきまして、既設管理設状況、残置方法の取扱いにつきまして協議に時間を要し、年度内に完了ができないため、2,200万円を繰り越すものでございます。

事業名、野上地内配水管布設替工事現場重点監理業務委託ですが、野上地内配水管布設替工事が年度内に完了できないため、91万800円を繰り越すものでございます。

事業名、平井6号井用地測量業務委託ですが、境界立会い等に日数を要し、測量業務が完了できないため、62万4,701円を繰り越すものでございます。

財源としまして、損益勘定留保資金を充てるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5 番 田中由紀子君。

○5 番（田中由紀子君） すみません、分からないので教えてください。

3 番目の平井 6 号井用地測量業務委託、300 万円の予算で繰越が 62 万 4, 000 何がしということで、この差は何でしょうか。

○議長（松井正樹君） 坂東水道環境課長。

○水道環境課長（坂東 崇君） 当初予算で同じような現場測量の形で予算を計上しておりましたが、実際に測量に入るときに、現場で以前測量をしてあった部分がございます、その部分は測量しなくてもよいという形になりましたので、測量範囲が狭まりましたので、62 万 4, 701 円という形の契約となっております。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これで報告第 5 号の報告を終わります。

日程第 9 承認第 3 号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第 9、承認第 3 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第 3 号 令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 13 号）の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

森林環境譲与税の額確定に伴い、発生した余剰金 75 万 7, 000 円のうち 30 万 7, 000 円を基金に積み立て、45 万円の財源組替えを行うものでございます。

歳入歳出に 30 万 7, 000 円を追加し、総額 64 億 364 万 6, 000 円とする令和 7 年度関ヶ原町一般会計補正予算（第 13 号）を地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 25 日付にて専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げ、議会の承認を求めるものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7 番 谷口輝男君。

○7 番（谷口輝男君） すみません、詳細説明がなかったのでちょっとお聞きしたいんですが、今、譲与税の確定に伴い発生した剰余金を基金に積み立てるということで75万7,000円だったんですが、この額の決定はいつあったのかというのと、それから残高が分かればですけど、分からなかったら分からんと思いますけど、今は手元にはないと思いますが分かったら教えてほしいのと、それから3月の時点で既に譲与税を1,390万円に補正されておって、一般財源の中に林業振興費で45万円を基金からわざわざ崩しております。そして、それを充てております。

8年度の予算資料の中でここの45万円の取崩しが上がっていないんです。このタイムラグがいわゆる3月補正で45万円をやっておって、3月25日にこの45万円、額が確定したか知らんけど、この操作をしている経緯を聞きたいんです。要は、残高は多分745万6,000円だと思うんですけど、3月に基金の積立ての補正をかけてある上に基金も取り崩して、今回専決をやっている、このような形でこれからこんなことをするのかどうかも聞きたいです。以上です。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） すみません。所管は企画政策課長でございますが、3月のことであるので、分かる範囲でお答えをさせていただきます。

3月補正においての減額につきましては、前期収入額相当額を計算し補正をさせていただきました。前期収入額を想定すると、減額が必要であるとその時点では判断をいたしました。議決をいただいて、3月議会終了後確定額が参りましたので、その確定額に合わせて基金の繰入れをやめ、逆に基金を積立てさせていただく専決処分をさせていただいたという経緯でございます。経緯としてはそうでございます。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7 番 谷口輝男君。

○7 番（谷口輝男君） 今額の確定の日付と、それから今後こういうことはずっと専決でやらなあかんということですかね、そういうことになる。そういうことはあり得ないと思うんですけど、僕は。例えば譲与税に関する経費はこれに充てるというのが決まっておって、その事業があって、それに充てる分を見るわけですよ、大体。その額をきちっと合わせていったはずなんです、事業があるんですから。それで、3月に分からんはずはないと思うんですけど。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

まず額の確定というか通知が来たのは3月25日でございます。3月議会が終了してからというところで、先ほど総務課長も説明をさせていただきましたが、3月の補正において事業費に対する譲与税の額が不足するということで、基金の取崩しをという。3月25日に通知が来た時

点では、補正で減額はしておるんですけども、それを上回る譲与税の額が来るということで結局基金を取り崩す必要がないという、逆に基金を積み立てることができるということでさせていただきます。

譲与税につきましては、令和元年度から譲与税をいただいておりますが、令和元年度から6年度までは、国のほうの地方公共団体金融機構の、ちょっと難しいんですけど公庫債権金利変動準備金というお金があるらしく、それを活用して譲与税をいただいている。令和6年度から森林環境税の徴収が始まっておりますので、令和元年度から6年度までの譲与税の分については、環境税のほうから逆に公庫のほうに返済していく。7年度からは、逆に環境税の徴収額から市町村に今度は譲与されるということで、譲与税の交付の仕組みが変わったところで、6年度までは9月交付、3月交付がほぼ同額という形で来ていまして、事業費と贈与税の金額が合わせやすかったと。

今年度から、環境税の額によって譲与税が来るということで、要は幾らいただけるか分からないという、本年、7年度からというところで、3月補正において前年度と同様の譲与税の見込みをさせていただいたところが、譲与税の額がそれを大きく上回ったというところで、今後なんですけれども、非常にその部分が難しいのかなとは思っておりますが、事業費と譲与税の兼ね合いをもって、なるべく減額して基金を取り崩す予算を組んで、逆にまた今度は基金に積み立てるとか、そういうことはなるべくないようにはしていただきたいと思いますが、また1年先、3月のときにその辺も慎重にさせていただきたいと思いますので御理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 先ほどの8年度のグラフの資料とこの補正との相違は間違いでいいですかね。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） 申し訳ございません。記載ミスだと思います。すみません。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第3号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第10 承認第4号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第10、承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

本条例は、地方税法等の一部を改正する法律等の公布を受け所要の改正を行うものであり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分により定めましたので、ここに御報告申し上げます、議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 関東税務課長。

○会計管理者兼税務課長（関東正晃君） 失礼いたします。

承認第4号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書のほうは17ページから、議案資料のほうは1ページからとなります。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものでございます。

なお、字句の整理、項ずれ等につきましては説明を省略し、主な改正内容について御説明申し上げます。

議案資料のほうで御説明いたします。

まず第1条改正でございます。

本則の改正につきましては、個人町民税関係の文言整理のほか、地方税法の改正により、軽自動車税環境性能割に係る町条例上の規定が不要となったことから、環境性能割に関する規定を削除するとともに、軽自動車税種別割を軽自動車税に改めるなど、所要の整理を行うものでございます。

次に、附則でございます。

議案資料の9ページのほうを御覧ください。

附則第6条の3関係につきましては、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除に係る規定につきまして、所要の整理を行うものでございます。

次に、11ページです。

附則第7条関係につきましては、肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例につきまして、適用期限を令和12年度まで延長するものでございます。

続きまして、12ページを御覧ください。

附則第9条の2関係につきましては、固定資産税に係るいわゆるわがまち特例につきまして、法改正に伴う特例割合の見直し等を行うものでございます。

少し飛んでいただきまして、19ページです。

附則第15条関係につきましては、軽自動車税のグリーン化特例につきまして、適用期間を延長するものでございます。

24ページをお願いします。

附則第16条の2関係につきましては、長期譲渡所得に係る課税の特例につきまして、適用期限の延長等を行うものでございます。

続きまして、30ページのほうをお願いします。

第2条改正でございます。

第11条におきましては、公示送達について、従来の掲示板への掲示に加えまして、町のホームページ上により公示できるよう所要の改正を行うものでございます。

最後に、議案書のほうです。ごめんなさい、議案書のほうの21ページに戻っていただきたいと思います。

下のほうの附則、施行期日でございます。

この条例は令和8年4月1日から施行とし、公示送達に係る第2条の改正規定につきましては、地方税法等の一部を改正する法律、附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日から施行するものでございます。

以上、承認第4号の説明とさせていただきます。御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより承認第4号を採決します。

本案は原案のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

日程第11 議案第47号から日程第21 議案第57号までについて（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第11、議案第47号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてから日程第21、議案第57号 関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについてまでの11議案は関連がありますので、一括して議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第47号から議案第57号の関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求める11議案につきまして、一括して御説明申し上げます。

本年7月19日の任期満了に伴い、選考委員会におきまして委員候補者について慎重に審議をいただき、報告を受け、農業委員会等に関する法律第8条第1項により議会の同意を求めるものでございます。何とぞ御審議を賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 井本産業建設課長。

○産業建設課長（井本克敏君） 失礼いたします。

それでは、議案第47号から57号までの関ヶ原町農業委員会委員の選任につき同意を求めることについての説明をさせていただきます。

それぞれの委員の経歴でございます。

議案第47号の高木昭郎さんにつきましては、職業は自営業、現在関ヶ原町農業委員長として御尽力いただいております。

議案第48号の坂東英樹さんは、職業は農業、小関自治会長からの推薦でございます。

議案第49号の林みゆきさん、職業は無職、現在関ヶ原町食生活改善協議会の副会長を務めていらっしゃいます。

議案第50号、矢野國昭さんは、職業は農業、農事改良組合長からの推薦でございます。

議案第51号の山根尚之さんは、職業は農業、認定農業者の方で、現在農業委員として御尽力いただいております。

議案第52号、太田保夫さん、職業は農業、松尾営農組合の理事でございます。

議案第53号の児玉清樹さん、職業は会社員、現在ファーム玉の理事でございます。

議案第54号、河合紀明さん、職業は農業、現在農業委員として御尽力いただいております。

関ヶ原東部営農組合の理事でございます。

議案第55号の川崎康隆さん、職業は農業、現在農業委員として御尽力いただいております。

この方も同じく関ヶ原東部営農組合の理事でございます。

議案第56号の川崎義隆さん、職業は農業、山中営農組合の理事でございます。

議案第57号、牧田信雄さん、職業は自営業、現在農業委員として御尽力いただいております。

認定農業者である株式会社泰心の役員でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより議案第47号から議案第57号について一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

5番 田中由紀子君。

○5番（田中由紀子君） すみません、1点だけ。

全体的な地域のバランスや男女のバランス等、どのように考慮されたのか伺いたいと思います。

○議長（松井正樹君） 井本産業建設課長。

○産業建設課長（井本克敏君） 失礼いたします。

バランスですが、それぞれ満遍なくといいますか、今須からですとか、東、山中、小関、北地区ですとか、それぞれ満遍なく推薦をいただくような形で選任をさせていただいております。以上でございます。

○議長（松井正樹君） 井本産業建設課長。

○産業建設課長（井本克敏君） 失礼いたします。

御覧いただきますとおり、女性につきましては1名、前任者も女性は1名選任していただいております。今年度新しくこれからも1名の方に受けていただきます。

○議長（松井正樹君） ほかに質疑は。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより議案第47号から議案第57号について一括して討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

お諮りします。議案第47号から議案第57号までの採決を一括して行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第57号までの採決を一括して行います。
本案は原案のとおり同意するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、議案第47号から議案第57号は原案のとおり同意されました。

日程第22 議案第58号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第22、議案第58号 工事請負契約の締結についてを議題とします。
職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（浅野正裕君） 議案第58号 工事請負契約の締結について。

次のとおり、工事請負契約を締結する。令和8年6月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 契約の目的、道路改良（山中・六反田線）工事。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、9,603万円。

4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字関ヶ原3445番地の81、室建設株式会社、代表取締役 室三浩。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。
西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第58号について御説明申し上げます。

道路改良（山中・六反田線）工事につきまして、去る5月15日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、室建設株式会社が落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条に基づき本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、産業建設課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 井本産業建設課長。

○産業建設課長（井本克敏君） 失礼いたします。

議案第58号 工事請負契約の締結について、詳細説明をさせていただきます。

本工事につきましては、町道山中・六反田線において、幅員が狭く車両の擦れ違いが困難な区間であり、国道365号線の交差点より西へ約180メートルの区間を、現状幅2.9メートルから3.5メートルのものを7メートルに拡幅し、利便性の向上を図るものであります。

議案資料の32ページ、33ページをお願いいたします。

町長が申し上げましたが、去る5月15日に指名業者5者による指名競争入札を執行し、室建設株式会社と9,603万円で仮契約を締結いたしましたので、本契約の締結に当たり議会の議決

をお願いするものでございます。

工期につきましては、議会議決日より令和9年3月26日までといたしております。

説明は以上とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第59号について（議案朗読・提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（松井正樹君） 日程第23、議案第59号 動産の買入れについてを議題とします。

職員に議案を朗読いたさせます。

○議会書記（浅野正裕君） 議案第59号 動産の買入れについて。

次のとおり、動産を買い入れるものとする。令和8年6月2日提出、関ヶ原町長 西脇康世。

1. 物件名、ふれあいバス購入。

2. 契約の方法、指名競争入札。

3. 契約の金額、909万7,000円。

4. 契約の相手方、岐阜県不破郡関ヶ原町大字松尾5番地の1、株式会社若山モータース、
代表取締役 若山将弘。

○議長（松井正樹君） 本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第59号について御説明を申し上げます。

ふれあいバス更新に当たり、去る5月15日に指名競争入札を執行いたしましたところでございます。その結果、株式会社若山モータースが落札いたしましたので、同社と契約の締結をいたしたく、関ヶ原町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条に

基づき本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、企画政策課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

それでは、議案第59号 動産の買入れについて御説明を申し上げます。

本動産の契約につきましては、町所有のふれあいバス、関ヶ原便、今須便2台の更新に伴うものでございます。現在運行している車両は、平成28年1月に購入したもので10年が経過し、走行距離は、関ヶ原便が約36万キロ、今須便が約30万キロでございます。また、老朽化及び30万キロを超える走行距離により故障の頻度も増えている状況で、安全走行を確保するため更新をさせていただくものでございます。

新車両は、現在の車両と同様、白色のトヨタハイエース10人乗り2台で、ラッピングは町マスコットキャラクターの武者丸と武者子を予定してございます。

それでは、議案資料の34ページ、35ページをお願いいたします。

去る令和8年5月15日に3者による指名競争入札を執行し、株式会社若山モータースが909万7,000円で落札いたしましたので、物品購入仮契約書を締結させていただいております。

納期は、令和8年10月30日とさせていただいております。

新車両での運行開始は納車をしていただき次第とし、準備を進めているところでございます。

本契約の締結に当たりまして、議会の議決をお願いするものでございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

8番 高木博之君。

○8番（高木博之君） 2台ということで、それぞれの単価は同じかどうか、これは直接関係ないかもしれませんが、あとエンジン型式、ガソリンか軽油か、それだけよろしくお願いします。あとどちらに武者丸と武者子をやるかだけ、簡単なことですが、よろしくお願いします。

○議長（松井正樹君） 西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

価格は2台とも同じものですので同じ金額、燃料につきましては、申し訳ございません、ガソリンか軽油かはちょっと承知しておりませんので、申し訳ございません。

武者丸、武者子につきましては、1台が武者丸パターン、もう一台が武者子だけということで、どちらが関ヶ原便、今須便かということは今のところはまだ決めておりませんし、場合によっては時々入れ替えるということもあり得ると承知しています。関ヶ原便、今須便につきま

しては、マグネットのシートですので張り替えられますので、まだ決めておりませんが、その辺も運用の中で考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） それでは、ガソリンか軽油かということはまた調べておいてください。よろしいか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。

本案は原案のとおり決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第60号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第24、議案第60号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第60号について御説明を申し上げます。

出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき、日本国の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法等の改正により所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、住民課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 松野住民課長。

○住民課長（松野智美君） 失礼いたします。

議案第60号 関ヶ原町印鑑条例の一部を改正する条例について、詳細説明をさせていただきます。

今回の条例改正は、出入国管理及び難民認定法等の法改正に伴い、在留カード及び特別永住者証明書が個人番号カードと一体化され、個人番号カードとしての機能を併せ持つ特定在留カード及び特定特別永住者証明書が交付されるようになるため、印鑑登録証明書の交付申請手続における本人確認書類として、個人番号カードに加えて、これら2つのカードを追加するもの

でございます。

議案資料で説明させていただきますので、36ページをお願いいたします。

議案資料36ページの第1項、第2項の改正は、片仮名表記の印鑑が登録できる規定でございますが、漢字圏の外国人住民のうち、公的な身分証明書に漢字表記がない、つまり漢字とアルファベットの併記表記などになっている方を追加するものでございます。

続いて、第10条の第4項及び第10条の2になりますが、こちらの改正は、それぞれ個人番号カードに特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するものでございます。ただ、第10条の2については、利用者証明用電子証明書の記録がされているものという限定条件がございますので、語句の入替えをし、全文を改める改正とさせていただきます。

こちらの施行日は、出入国管理及び難民認定法等の法改正の施行日、令和8年6月14日でございます。

以上、簡単ですが、詳細説明とさせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第25 議案第61号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第25、議案第61号 関ヶ原町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第61号について御説明申し上げます。

人事院規則の一部改正により、災害応急作業等に係る各作業の手当額が引き上げられたため、本条例で規定する災害応急の手当の上限額を2,880円に改正するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第26 議案第62号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第26、議案第62号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例について
を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第62号について御説明申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律等に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、細部につきましては、税務課長から説明をいたさせます。

○議長（松井正樹君） 関東税務課長。

○会計管理者兼税務課長（関東正晃君） 失礼します。

議案第62号 関ヶ原町税条例の一部を改正する条例につきまして御説明いたします。

議案書のほうは40ページから、議案資料は39ページからとなります。

本改正は、令和8年度地方税法等の改正に伴い、関係規定について所要の整備を行うものでございます。

なお、字句の整理、項ずれ等、軽微な変更につきましては説明を省略させていただきまして、主な改正内容について御説明申し上げます。

議案資料のほうで御説明いたします。

まず議案資料の41ページ、下のほうになりますけれども、第29条の3の3関係でございます。

個人住民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書につきまして、地方税法の改正に合わせ、申告対象者及び申告事項を整理しまして明確化するものでございます。

次に、44ページの中段、第42条関係でございます。

こちらは、固定資産税の免税点の見直しでございます。家屋に係る免税点を現行の20万円から30万円へ、償却資産に係る免税点を現行の150万円から180万円へ引き上げるものでございます。

次に、その下、附則の第5条関係でございます。

いわゆるセルフメディケーション税制に係る特例につきまして適用期限を廃止し、引き続き適用できるようにするものでございます。

次に、その下になります。

附則第6条の3関係でございます。

こちらは、住宅借入金等特別税額控除、いわゆる住宅ローン控除につきまして、国の制度改正に合わせて適用期間等を見直すものでございます。

次に、46ページです。

附則第16条の2関係でございます。

こちらは、優良住宅地等のための土地譲渡に係る課税の特例につきまして、災害リスクの高

い区域に所在する土地については特例対象外とする規定を追加するものでございます。

その下、47ページ中ほどからの附則第18条の2の2関係でございます。

こちらは、新たに暗号資産に係る譲渡所得等に対する個人町民税の課税の特例を設けるものでございます。一定の暗号資産取引に係る所得について、他の所得と区分して課税するための規定の整備を行うものでございます。

その他の改正につきましては、法改正に伴う引用事項、項ずれ及び字句整理等でございます。議案書のほうに戻っていただきまして、43ページのほうに戻っていただきたいと思います。

中ほどの施行期日につきましては、令和9年1月1日を基本とし、一部規定につきましては、別に定める日から施行するものでございます。

以上、議案第62号の説明とさせていただきます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第27 議案第63号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第27、議案第63号 関ヶ原町移動等円滑化のために必要な町道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第63号について御説明申し上げます。

道路法施行規則の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第28 議案第64号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第28、議案第64号 関ヶ原町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第64号について御説明を申し上げます。

非常勤消防団員等に係る災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員が公務等で死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額を33万円に改正するものでございます。

なお、詳細説明につきましては省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時15分

○議長（松井正樹君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

西村企画政策課長。

○企画政策課長（西村克郎君） 失礼します。

先ほどの動産の買入れのふれあいバスの燃料の件でございます。

燃料はガソリンということを確認させていただきました。勉強不足で申し訳ございませんでした。よろしくお願いいたします。

日程第29 議案第65号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第29、議案第65号 令和8年度関ヶ原町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第65号について御説明申し上げます。

歳出に小学校体育館空調設置工事に係る今般の急激な物価変動等を背景とした公共工事の実勢価格等の見直しによる増額分545万6,000円など、総額6,389万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を51億8,189万5,000円とする令和8年度一般会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、細部につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますが、人件費関係は新規採用職員分や昇給、昇格等に伴う不足見込み分でございますので、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより詳細説明を求めますが、あらかじめ指名はいたしませんので、

歳出より順次説明願います。

○総務課長（高木久之郎君） 58ページをお願いいたします。

総務費、財産管理費28万3,000円でございますが、公用車が今年度に入り故障いたしまして廃車をいたしました。その公用車の代わりに新たに1台借り上げるものでございます。5年リースを想定しております。以上でございます。

○住民課長（松野智美君） 59ページ、総務費、戸籍住民基本台帳費をお願いいたします。

償還金利子及び割引料21万2,000円は、中長期在留者居住地届出等事務費の委託金で返還金でございます。

続いて、民生費、社会福祉費、社会福祉総務費、繰出金は、国民健康保険特別会計職員手当等事務費に係る繰出金でございます。

続いて、介護保険事業費、繰出金、介護保険特別会計繰出金45万4,000円は、介護事業費分地域支援事業費の町費負担分マイナス89万5,000円と事務費等分134万9,000円の繰出金でございます。

○こどもみらい課長（福安健司君） 60ページをお願いいたします。

民生費、児童福祉費、児童福祉総務費の負担金補助及び交付金は、物価高対応子育て応援手当支給事業の給付金でございます。

先ほど繰越明許のほうでもちょっと御説明を差し上げましたが、昨年度より対象者を有する世帯に対して給付を行ってまいりましたが、当初の対象者把握の段階におきまして、児童手当支給対象者のうち、町外の寮などに居住している児童手当支給対象者の抽出が漏れており、今回該当世帯に対しまして改めて支給するために補正をお願いするものでございます。

なお、該当者は9名、18万円の支給となりますが、昨年度からの繰越分と合わせまして支給を予定しております。

今後は、このようなことがないように、対象者の抽出につきましては十分注意して業務を行ってまいります。

なお、財源につきましては、全額国費となります。

続きまして、児童福祉施設費、備品購入費70万円ですけれども、こちらは関ヶ原こども園の園児用玩具等の施設備品購入費でございます。今月から開所いたしました関ヶ原こども園に通所する園児のために、玩具等の施設備品を充実してほしい旨の寄附金を株式会社マキナ様よりいただきましたので補正するものです。

次に、負担金補助及び交付金の16万7,000円ですが、こちらはこどもみらい課の新規採用職員にココミッテの除雪業務を行うために必要な大型特殊免許等を取得させるための費用について補正をお願いするものでございます。

続きまして、61ページをお願いいたします。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費、備品購入費 1 万円ですが、乳幼児健診をはじめとした母子保健事業に用いるタブレットにつきまして、当初予算におきましてお認めをいただいておりますが、今年度発注の際に該当製品が生産終了となり、代替品の購入金額に不足が発生したため補正をお願いするものでございます。

○診療所事務局長兼医療保健課長（小畑政治君）　続きまして、健康増進事業費、報償費16万5,000円でございますが、こちらは歯科衛生士に係る健康講座等の謝礼でございます。

○水道環境課長（坂東　崇君）　同じく議案書の61ページ、衛生費、清掃費、塵芥処理費、需用費232万5,000円の補正につきましては、町指定ごみ袋の製作におきまして、中東情勢の影響により原油価格が高騰しており当初予算の範囲内で生産が困難となりましたので、補正させていただくものでございます。

○産業建設課長（井本克敏君）　62ページをお願いいたします。

農林水産業費、農業費、農業振興費、報償費の60万円につきましては、猿の捕獲報償金でございます。

その次の需用費、消耗品費 5 万円は、猿の捕獲用の餌代でございます。

この合計65万円は、県の補助率で10割の事業が追加で交付決定されましたので、補正をさせていただくものでございます。

負担金補助及び交付金の70万2,000円につきましては、町の鳥獣被害対策協議会が今須貝戸地区に設置する猿の捕獲用大型おりに対し、県から直接補助が採択されました。その購入費用の不足する額を町から補助させていただくというものでございます。

農地費、工事請負費の290万円につきましては、御祭田 2 号ため池廃止工事に係る追加費用でございます。県の基準額で予算化しておりましたが、設計の結果、290万円増額となりましたので補正をお願いするものでございます。この事業につきましては10割の補助でありますので、この追加分290万円につきましても補助対象でございます。

林業費、林業振興費の委託料352万円につきましては、昨年に引き続き、今須神明地内の里山林整備が補助採択されたことに伴う補正でございます。これにつきましても、県の補助10割でございます。

○地域振興課長（林　良樹君）　63ページをお願いいたします。

商工費、商工費、商工業振興費の20万円につきましては、町商工会運営助成金を増額するものでございます。

民間企業が実施する市区町村の花火大会などを応援する寄附事業がございまして、50万円程度の寄附を受けられることとなりました。これを寄附の対象となる商工会の夏祭りの開催経費に充てるため町商工会運営助成金の財源に充当いたしますが、イベントを応援する寄附の趣旨を勘案しまして、夏祭りを充実させるための事業費として20万円を増額するものでございます。

○産業建設課長（井本克敏君） 64ページをお願いいたします。

中段、土木費、住宅費、住宅管理費の委託料33万円でございますが、明渡し裁判が結審しております町営住宅において、強制執行を行うための弁護士委託料が2件、給与差押えに係る弁護士委託料が1件の計3件分でございます。

○教育課長（吉森明博君） 65ページ上段をお願いいたします。

教育費、小学校費、学校管理費、委託料19万8,000円につきましては、関ヶ原小学校体育館空調設置監理業務委託料で、近々の労務費用の価格見直しにより補正させていただきます。

同じく学校管理費の工事請負費525万8,000円は、関ヶ原小学校屋内運動場、体育館でございますが、空調設置工事費で、今般の急激な価格変動等を背景に適正な工事価格の算出のため、近々の実勢価格、また市場単価等により資機材の価格を見直すとともに、労務費等の見直しにより増額補正させていただくものでございます。

財源としましては、国庫支出金は学校施設環境改善交付金2,713万5,000円を充ててございます。

補助率は、対象工事費の2分の1の額となっておりますが、交付金の補助上限額の対象工事費が7,000万円から1億4,000万円に見直されたことによりまして、当該施設の施工規模、費用により算出されました基準額の2分の1の額として、内示額6,213万5,000円が示されました。当初予算額は3,500万円を見込んでおりましたが、その増額分の内示分を充ててございます。

また、地方債は過疎対策事業債を2,170万円減額し、一般財源は136万円の減額としてございます。

また、県支出金104万3,000円につきましては、学習指導員等配置事業費補助金で、交付額の内定により一般財源から県支出金への財源組替えとしております。

補助金につきましては、不登校児童・生徒への支援をするため、その整備を要する費用としての補助金となります。いじめ等の問題に対し、児童・生徒、保護者等の相談支援を行う会計年度任用職員1名の報酬、期末・勤勉手当、保険料等の補助対象経費の3分の2の額となっております。

○地域振興課長（林 良樹君） 続きまして、教育費、社会教育費、社会教育総務費の工事請負費92万9,000円につきましては、町が管理する国史跡西首塚の玉垣の安全性が不十分なため、これを改修するための工事費でございます。

また、歴史民俗学習館費の委託料34万4,000円につきましては、以前より訴訟案件になっております関ヶ原検定事案における弁護士費用でございます。

○企画政策課長（西村克郎君） 歳入の説明をさせていただきます。

56ページをお願いいたします。

初めに、国庫支出金、国庫補助金、民生費国庫補助金の児童福祉費補助金10万円でございます。

す。物価高対応子育て応援手当で、児童手当受給者に対する1人2万円を支給する事業の令和8年度分の補助金でございます。

続きまして、教育費国庫補助金、小中学校費補助金の学校施設環境改善交付金2,713万5,000円でございますが、小学校体育館の空調設置工事に対する補助で、当初の補助基準額7,000万円から1億4,000万円に引き上げられた2分の1の補助金の増額分でございます。

続きまして、県支出金、県補助金の農林水産業費県補助金、農業費補助金です。野生鳥獣個体数管理事業費補助金65万円でございますが、猿の捕獲報償金等に対する10分の10の県補助金でございます。

林業費補助金、清流の国ぎふ森林・環境基金補助金352万円は、里山林整備事業10分の10の県補助でございます。

農地費補助金、団体営ため池機能廃止等事業費補助金290万円は、御祭田2号ため池廃止工事に対する10分の10の県補助でございます。

教育費県補助金、小中学校費補助金の学習指導員等配置事業補助金104万3,000円は、当初予算の事業が補助の交付内定を受けたものでございます。

寄附金でございますが、民生費寄附金の児童福祉寄附金70万円は、コミッテの保育用備品購入のため、また商工費寄附金50万円は、花火大会を応援するため、夏祭りに共催する自治体への寄附金でございます。

57ページの繰越金でございますが、前年度繰越金4,934万7,000円を充当させていただきます。

町債、過疎対策事業債でございます。教育債の小学校債2,170万円、商工債30万円それぞれ減額をさせていただきます。

53ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございますが、過疎対策事業債の限度額を4億7,740万円に変更をさせていただきます。

以上が今回の一般会計補正予算の内容でございます。御審議賜りますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔挙手する者あり〕

7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 質疑を最初にやるとは思いませんでしたけど、提案説明で町長が人件費に関しては質疑を控えてくださいということでありましたけれども、補正の在り方に……。

〔発言する者あり〕

ということで、いつも人件費に関しては質疑をやらないような流れになっていたんですけど、

ちょっと疑問に思うというか補正の在り方についてちょっとお伺いしたいと思います。

先ほど町長が昇給、昇格と言われましたけど、昇格に関してはいいんですけど、昇給と新規採用ということでの人件費分というような説明があったと思うんですが、今回6月補正なのにほとんど人件費が上がっております。トータル的には4,490万円、ほとんど僕も見たんですけど、この数字が増えております。これは、児童福祉総務費が3,300万円、それから保健総務費が1,600万円、社会福祉総務費で1,100万円を減らしているんですが、新規採用者で例えば23万2,000円の大卒でも、これだけの数字、4,400万円もいくわけがないと思います。

ちょっとこれを調べたとき、そういうふうな数字になったというのはなぜかと申しますと、今回多分人事異動の関係で、ココミッテと、それから保健衛生が3,300万円、1,600万円が増えています。この増えた分に関してはほんとに補正をかけています。実際にそこへ異動した分の減額に関してはできていないんじゃないかなと思います。

一つ、ちょっと59ページを見てください。

社会福祉総務費の給料を見てください。

1,000万円の減額です。ざっぱに1,000万円。その下の職員手当を見てください。給与が1,000万円減ったら期末・勤勉、その他もろもろの数字は減らないんですかね。こういう数字の計上ってあるんですかね。ということと、細かい話になりますけれども、人件費の6月というのは、大きく異動が出たところに関しては、増額、減額はまあいいですけど何万円、何千円というような細かい補正まで上がっています。

あかんとは言いませんけどそこまで必要があるのかという、いわゆる人件費の補正の在り方を、最初に言いましたけど、在り方をもう少しちょっと吟味していただけたらと思うんです。今の社会福祉総務費でも、ざっぱに1,000万円減っておるわけです。増やしておるところはきちんと精算して増やしています。こういう人件費の補正ってどう思います。そこら辺をちょっと聞かせてください。

○議長（松井正樹君） 高木総務課長。

○総務課長（高木久之郎君） 社会福祉総務費について特に御質問があったので、全体的な話ですが、確かに減額については、把握をしているものについても減額をしていないところはないわけではないです。ただ、一方で、余分なというか人件費を払うわけではないですので、ある程度余裕を見させていただいております。また、今後この6月補正時の在り方については御指摘のとおり見直しの必要があると思われますので、いま一度今後において精査をしていきたいというふうに思います。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） そうです。総務課長さんが言われるように、人件費に関しては余分に払

うこともないし、異動関係にしてもそこでちゃんと支払うので別にいいんですよ。数字的なものを言っているだけで、補正の在り方としていわゆるそういういいかげんというよりか、もうちょっと、例えば今回は新人さんが6人増えて、2,023万円増えています。2,000万円、3,000万円はいかないと思いますけど、その数字はいいですけれども、そのほかに関して、大きく上乘せしたところは、増えたところ、減ったところがあるはずなので、そこら辺の吟味をしていただければ今後ありがたいと思います。以上です。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） この件については、私も前々から人事異動があったときに、給料を払わんならんもんで、不足分はあったらあかんということで不足分のみを補正させていただく、年度当初、この6月議会はそういう形で今までさせていただきました。これはもう、失礼ですが、谷口議員がおられる頃からずうっとこういうやり方であったと私は記憶しておりますが、そのやり方がおかしいというのであれば、やはり実際補正等の必要な金額というのは増減が出てくるわけでございますので、そういったやり方をするのが適正だと言われるのであればそういう形をやっていくと。その都度その都度補正分として減額、そして増額を補正させていただくというほうがすっきりすると思います。

ただ、事務的にそこまで時間をかけてやっていかんならんというところがどうかというところもありますので、ちょっと内部で事務手続等を確認させていただいて、修正できる部分については修正をさせていただくと。

ただ、言っておきますけれども、やはり先ほども話がありましたように、給料等につきましては、ルール分として支払うわけでございますので、トータルとして変わらないということであれば、そこら辺については操作をさせていただくということについても御理解を賜りたいと思いますので、その点はよろしく願いいたします。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） 町長、ちょっとそれは違うと思いますよ。私がやっていたというふうにここで言いたくなかったんで先ほどは言わなかったんですけど、例えば増えた分に関して、人件費の例えば新人さんが増えた分は増えます、必ず。でも、あと残っている人間に関しては、人件費なんてめちゃくちゃ変わるわけないでしょう。要は特別昇給で全員分を上げたんならどかんと上がるけれども普通職員というのは、新人以外は、退職もありますけど、ほとんど大きくは変わらないはずですよ。増えたところは人数が上がる、大体的な異動のときはあれなんですけど、増えたところは増やし、ここから異動して減ったところは減らしていました、僕たちは、僕はですよ。町長に反論します、それは。僕はやっていました、それは。それをちょっと反論させてください、本当に。やっていたんです、実際にそれは。それでちょっとこれは間違いで

す。

○議長（松井正樹君） 藤田副町長。

○副町長（藤田栄博君） 谷口議員さんの言わっする手法については理解していますが、財政全般を見たときに、今度12月にベースアップがあります、多分。その分を確保して、残った財源で今後の補正を進めていかないと、きちきちきちっとやっていってしまうと、次補正でこれを使えることで人件費を食っていってしまう可能性があるのでは、僕としては、保証の意味で減額はせずに、次のときまで財源を持っていきなさいという指示をさせていただきました。

その都度その都度やっているというのは、財政が豊かでどんだけでも金があるならやれますけど、その分だけは確保していかないと、各課がお金があると思って安易に補正を上げてくると、ちょっとその辺困るときもありますので、今の状況はちょっと財政が厳しいので、そういう感じでやらせていただいたので、手法については、別に法律でそうしなければならないとは一切、地方財政法でも、6月の人件費について増減をきちっと表しなさいという言い方はしていませんので、違法なやり方はしていないと理解しております。

〔挙手する者あり〕

○議長（松井正樹君） 7番 谷口輝男君。

○7番（谷口輝男君） はい、分かりました。

違法ではないです、別に。これは手法ですので、やり方としてというのを言っております。

例えば今言われたように、12月に人勧があるでしょう。それで、これをやるんなら、僕が言っているように、異動した人のところの変動は補正を今回やってもいいけど、結局12月の人勧とかは3月の決算でやるわけでしょう。これを先に何千円とか何万円の補正までやっている。それは要りますかと伺ったんです、先ほど。言われるように、人勧で変わるんですよ、かなり。それで、こんな小さな数字まで変える必要があるのかということ、6月はまだ始まったばかりで、異動だけでいいんじゃないかということを僕は言っているんですよ。違いますか。

もう一つ。4,500万円は一財です、全部。繰越金で充当しているんでしょう、4,400万円全部。

○副町長（藤田栄博君） だから、繰越金がなくなるからやっているわけですので。

○7番（谷口輝男君） 余分な繰越金を使う必要がないでしょう、そういうやり方をしたら。

○議長（松井正樹君） 西脇町長。

○町長（西脇康世君） 谷口議員の言われることは理解をしますので、今後内部におきまして、今後のやり方については、先ほども話がありました手法ということでございますので、そこら辺は議員も御理解をいただきたい部分があると思いますので、我々内部におきましても、そこら辺につきましてちょっと検討させていただきます。

○議長（松井正樹君） 次へ行きます。

ほかに。

〔挙手する者あり〕

8 番 高木博之君。

○8 番（高木博之君） 65ページになりますが、学校管理費でございます。

ちょっと体育館の空調について関連で御質問させていただきます。

空調設備の種類は、多分ガスエンジンヒートポンプやと思うんですが、その規模と、あと施工時期、いつ頃発注して、いつ頃完成するかというようなこと、簡単なことでございますが、事業の内容と併せてよろしくをお願いします。

○議長（松井正樹君） 吉森教育課長。

○教育課長（吉森明博君） 先ほどの事業の規模でございますが、今回の体育館の空調設備ですが、ガス式を採用しております。従来ですと、通常のエアコンですと、電気でエンジンを駆動して圧縮機を動かすというところを今回は電動モーターではなくガスを使用した、そういった駆動になります。

施工規模でございますが、体育館の内部に空調設備は14か所、屋外に、ちょうど体育館の南側になりますが、室外機を4基、またエンジンを駆動するための燃料となりますガスのタンク、バルブタンクですが、円筒状のものを2基ということで、容量は1基980キロの容量というところで設備を考えてございます。

あとは、工期的なものでございますが、一応このまま最終日に議決をいただき、また契約のほうを進めてまいる予定でございますが、予定では7月上旬に入札ができればと思っております。通常の標準工期ですと6か月というところですが、6か月でいけば年内に終わるということになりますけれども、今の経済情勢の中でそういった空調設備の工場製作期間がそこまでできればいいですが、今の現状をつかんでいますのに、6か月ぐらい納期が遅れるんじゃないかというところが予測されますので、今年度に完成する見込みというのはちょっとなかなか難しいかなとは思っておりますが、まずは入札をして年内の完成を目指すというところで思っております。

○議長（松井正樹君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第30 議案第66号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第30、議案第66号 令和8年度関ヶ原町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第66号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費66万円の減額、また制度改正に伴うシステム改修費19万8,000円、合わせて46万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を6億5,183万8,000円とする令和8年度国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第31 議案第67号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第31、議案第67号 令和8年度関ヶ原町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第67号について御説明申し上げます。

人事異動等に伴う人件費関係395万5,000円の減額、介護報酬等の改定に係るシステム改修費64万4,000円の増額、合わせて331万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を9億2,278万9,000円とする令和8年度介護保険特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

日程第32 議案第68号について（提案説明・質疑）

○議長（松井正樹君） 日程第32、議案第68号 令和8年度関ヶ原町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

西脇町長。

○町長（西脇康世君） 議案第68号について御説明申し上げます。

人事異動及び新規採用の会計年度任用職員などの人件費関係5万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を2億7,875万1,000円とする令和8年度介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を定めたいので、本案を提出するものでございます。

なお、詳細説明は省略をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（松井正樹君） これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

これで質疑を終わります。

散会の宣告

○議長（松井正樹君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日3日から11日までの9日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

異議なしと認めます。よって、明日3日から11日までの9日間は休会とすることに決しました。

来る6月12日は午前9時より本会議を開き、一般質問及び提出議案に対する審議を行います。

なお、一般質問の締切りは5日金曜日の正午までとなっておりますので、質問のある方は期限までに質問趣旨の提出をお願いいたします。

本日はこれにて散会いたします。

散会 午前10時49分

以上、会議の次第を記載し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

関ヶ原町議会議長 松 井 正 樹

会議録署名議員 吉 田 仁

会議録署名議員 子 安 健 司

